

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第4回）

議事録

1 日時

令和4年8月2日（火）17時30分～18時27分

2 場所

Web 開催

3 出席者

(1) 構成員

大橋主査、相田構成員、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員、  
森構成員

(2) 関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山 浩二

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

在日米国商工会議所副会頭 杉原 佳堯

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフティーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

情報通信消費者ネットワーク 長田 三紀

主婦連合会副会長 平野 祐子

公益社団法人経済同友会副代表幹事 間下 直晃

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略 WG 主査 若目田 光生

(3) オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、西浦事業政策課室長、田中事業政策課係長、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官

4 議事

(1) 取りまとめ案について

(2) その他

【田中事業政策課係長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ第4回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます総務省事業政策課の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず事務局から、開催に当たっての連絡事項等について申し上げます。

本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、Webexによるウェブ会議での開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言する際には、マイク、映像をオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。資料については、ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

連絡事項等は、以上でございます。

これ以降の議事進行は大橋主査をお願いしたいと存じます。大橋主査、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、本日のワーキンググループを始めたいと思います。

議題は、メインは一つでございます。取りまとめ案ということであります。前回会合で、構成員、また、関係する団体ほかの皆様方から大変闊達な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。事務局で皆さんの御意見を踏まえた更新案を作成していただいておりますので、まず、そちらを御説明いただいた後、皆さんと意見交換させていただければと思っています。

それでは、まず資料4-1、事務局から用意していただいておりますので、御説明をお願いできればと思います。

【西浦事業政策課室長】 取りまとめ案について御説明させていただきます。なお、本取りまとめ案につきましては、前回申し上げましたとおり、本日取りまとめいただきした後、パブリックコメントの手続に入っていればと考えているものです。資料4-1

を御覧ください。

内容の多くは前回の取りまとめ素案の内容と重複いたしますので、前回の資料からの変更点を中心に御説明させていただこうと思います。

まず、13ページ中段でございます。規律の対象となる電気通信役務の基準に関しまして、前回、無料1,000万、有料500万以上との基準について御議論いただきましたが、有料、無料の定義に関しまして、13ページの注4におきまして、無料の定義としましては、料金の支払いをせずとも利用を開始することが可能な電気通信役務が該当するとしております。

また、有料の定義としましては、注の7でございますが、料金の支払いをしなければ利用を開始することができない電気通信役務が該当するとしております。また、例えば他人の通信を媒介する電気通信役務について、無料のサービスに加えて機能拡張等のため追加的に有料のサービスが設けられている場合は、当該電気通信役務の利用の開始に当たって必ずしも料金の支払いが必須とは言えないため、無料の電気通信役務として、両方のサービスの利用者数を合計する旨を記載しているところです。例えば、規律の対象となるメッセージサービスが無料であっても、一月に二、三通は送付できるが、有料のプランとなると無制限で利用が可能となる場合に関しましては、料金の支払いをせずとも利用を開始することができるということになりますので、これも無料のサービスとして位置づけて、有料、無料、両方のプランの利用者を合算して利用者をカウントするという整理を考えているところです。

現在の電気通信事業法では、電気通信回線設備を設置する者に加えて、設置しない者であったとしても、有料利用者が100万以上である場合には、技術基準の適合維持義務などの設備の規律が課されているところです。有料、無料の運用に関しては、基本的に、先ほど御説明した運用してきているというところでございますが、これまで運用を踏まえた内容を記載していると御理解いただければと思います。

また、上沼先生から、有料500万以上の電気通信役務にはどのようなものが該当するのか、分かりやすい記載があったほうがいいのかという御意見を頂戴したところで、注の9で、災害対策基本法における指定公共機関など大手の固定系通信事業者及び移動系通信業者（MNO等）が提供する主要な電気通信役務はおおむね対象となることが見込まれると記載しているところでございます。

また、前々回、アクティブ利用者の定義について明確化すべきという御意見をいただきましたので、注の10で、アカウント登録を行って利用するサービスにおいて、規律対象と

なる電気通信役務を一月あたりに一度でも利用した利用者数を算定するとしまして、規律の対象となる電気通信役務が、アカウント登録に伴い提供されるサービスのうち、一部サービスに限られる場合、例えばオンラインショッピングモールなどの場合は、メッセージングの機能の部分に対象が限られますが、そのような場合は、当該一部のサービスを利用、これは送信、閲覧などした利用者を算定することが適当と考えられる。ただし、このような算定が困難な場合においては、一月あたりに一度でもアカウントにログインをした利用者を算定することなどが適当と考えられるとしているところです。

次に、媒介相当電気通信役務の詳細についてです。17ページの下の注の16で、例示としまして、前回記載しておりました、テキスト、動画、画像、音声によるSNSと登録制掲示板、登録制オープンチャットに加えまして、これはSNSに入るという考え方もあるかと思いますが、分かりやすさや明確化のために、今回、動画共有プラットフォームとブログプラットフォームを新たに追記しているところでございます。

次に、情報取扱方針の記載事項についてです。まず、28ページ中段の注34でございます。クラウド事業者側からサーバーの所在国の情報提供がなされない場合には、事業者名を公表することで代替できると記載しているところですが、その事業者を選んだ理由についても記載すべきという御意見を頂戴したところですので、御意見を踏まえまして、注の34の4行目、なお書き以下で、なお、当該電気通信事業者名を公表する場合、自社のセキュリティポリシーに照らして、当該事業者を選択した理由についても言及することが望ましいと記載しているところでございます。

また、いわゆるガバメントアクセスに関する制度の有無について公表いただく際に、前回、利用者の権利利益の保護の関係から、本質的な差異があるものとしていた部分が分かりにくいという御意見を頂戴したところで、注の35で、本制度について、事業者の規制コストに鑑みれば、「個人情報保護法ガイドライン」において言及されている「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度」を踏まえて、利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に限ることが適当であるとして、個人情報法で、いわゆるガバメントアクセスの制度を想定した表現、これが本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度と表現しておりますので、その表現と同じ表現に修正しているところです。

また、注の36で、個人情報保護委員会では、外国の制度の調査を行って、おおむね35か国程度について、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があるかないか、ある場合

については、どの法律が該当するのか、そういったところも含めて、その概要をホームページに公表しているところですので、その内容を見ていただければ、各々の国において、どの法律が当該制度に該当するのか判別できる状態になっていますので、その旨を記載させていただきますところではあります。

また、29ページの下段でございますが、前回、石田様から、情報漏えいについては利用者への早期周知が必要という御意見を頂戴したところですので、注の38において、当該事案が発生した場合は遅滞なく情報取扱方針に記載することが望ましい旨、記載しております。

次に、利用者情報の漏えい報告についてです。34ページ中段で、1,000人以下であっても、外国政府に情報が取得される場合については報告対象とする、いわゆるガバメントアクセスの制度につきまして、先ほどの取扱方針と同様に、個人情報保護のガイドラインと表現ぶりを合わせて、括弧書きの部分ですが、特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に限るとしております。

この部分について、前回、森先生から、本質的な差異があるか否かに関わらず、外国政府に情報提供なされるものは広く報告対象とすることがすることが一案ではないかという御意見を頂戴したところではあります。ただ、D F F T (Data Free Flow with Trust) という政府の方針もある中で、With Trustという信頼できる国において実施された裁判所の令状に基づいて行われるような犯罪捜査とか、我が国と同等の制度に基づいて実施されたもの、違法性が阻却されるようなものまで、漏えいがあったとして報告を求めることが適当なのかという観点もあるかと思っております、いわゆるガバメントアクセスの制度については、今回、個人情報保護法と表現を合わせることで、事業者にとっても非常に明確なものになると思っておりますので、このように整理させていただくことでいかがかと思っておりますところでございます。

最後、37ページの3の今後の対応及び検討課題について、前回、沢田先生と上沼先生からいただきました御意見を踏まえまして、一番最後の段落のなお書き以下ですけど、「電気通信役務の変化は非常に激しいことから、利用者が安全・安心に電気通信役務を利用できる環境の整備に向けて」に続けて、改正法の施行状況などを踏まえるとともに、事業者団体、経済団体、消費者団体等、様々なステークホルダーを交えて、透明性を確保した形で、今後も制度の見直し等を不断に行っていくことが必要であるという旨を記載しているところでございます。

説明は以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。前回の皆様方の御意見を踏まえて、事務局で御相談しつつ、案を練っていただいたものでございます。

ただいまの御説明について、まず、構成員の皆様方から御質問なり御意見等がありましたら、いただければと思います。チャット欄で御発言の意思を示していただければ、私から指名させていただきますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

後ほど、関係団体、オブザーバの方々からも御意見を頂戴したいと思いますが、まず、沢田委員から申し上げます。

【沢田構成員】 御説明と取りまとめ、ありがとうございます。

取りまとめ案につきましては、これ以上、意見はございません。これでパブコメの募集をかけていただいて、秋以降にまた続きの検討をされると理解いたしました。それで結構だと思います。なので、修正案という話ではないのですが、もしお許しいただけるのであれば、ガバメントアクセスに関する規律の在り方について、前回の御議論を伺って、改めて考えた点をコメントさせていただきたいと思います。

規律の1つは、日本と違う法制の国にデータを置く場合に、あらかじめその旨を利用者に伝えるということで、これにつきましては、海外にどんな法制があるかについて、事業者も国も一緒になって調査していただくということで、皆様、御異論はないのかなと思っております。

もう一つの規律は、実際にガバメントからデータ提供を求められた場合に、事業者はどうか行動すべきかということで、この辺は、まだあまり明確でないような気がしております。

今回、もし、海外政府から求められてデータを提供したケースが1件でもあったら、それは漏えいとして総務省に報告するという御提案になっていると思いますが、総務省に報告するというところ、何となくペナルティー感が漂うわけです。事業者としては、外国政府がその国の法律に従って合法的に要求してきたものに対応しているだけなので、前回、上沼先生がおっしゃっていたように、コントロールができないのだと思います。そうだとしたら、総務省に報告することにどういう意味があるのか、少し分からなくなってきました。むしろ、前回、全相協の石田様がおっしゃっていたように、利用者に向けて、お知らせすべきではないかと思います。都度、本人にというのは難しいと思いますが、例えば透明性レポートのような形で、データ提供依頼を受けたものは何件あって、そのうち、協力義務に基づいて提供したのは何件、任意なので拒否したのが何件、争っているのが何

件とか、そういうレポートを出していただくことを考える必要もあるのかなと。それは森先生がおっしゃっていたように、特定の国に限る必要はなくて、日本国政府からの要求に関しても同様ですし、国内サーバーにあるデータに外国からアクセスできるケースも含めて検討できると良いのではないかと。ただ、それが通信の秘密に限らずとなれば、もはや電気通信事業法のミッションを若干超えた話になると思いますので、ここでというよりは、省庁横断的に検討すべきことかなと思いました。レスポンスは特に必要ないコメントです。ありがとうございます。

**【大橋主査】** 御意見ありがとうございます。

ほかの委員の方、構成員の方で、もし御発言の希望がありましたらいただければと思いますが、どうでしょうか。

それでは、併せて関係団体等の皆様方からも御発言いただければと思います。

まず、手を挙げていただいている、間下様、お願いできますでしょうか。

**【公益社団法人経済同友会副代表幹事間下氏】** 構成員でないときに間違っ手を挙げてしまってますみません。経済同友会から参加させていただいております。いろいろな形でまとめていただき、同友会側からの意見も盛り込んでいただいて、本当に感謝しております。

大変リーズナブルな形になってきているのではないかなと思うんですけども、やはり域外適用のところ、最後の32ページに少し触れていただいておりますけれども、当然、我々、常に気になるのがグローバル企業とのイコールフットィングのところ、日本に拠点を持って日本代表者を設定できる会社であればいいんですけども、そうでない、大量のお客を持っているサービスも多くあると思いますので、こういったところに対する同様の措置だったり、もしくは従ってこないところに対する情報の開示だったり、様々な手をしっかり打つということを明言いただくとありがたいなと思っていますし、日本側だけやらされて海外得ではないかといった考え方なんかもつぶせるのではないかなと思っていますので、うまい形で盛り込んでいただけるとありがたいなと思っています。最後のほうに少し書いていただいておりますので、これを補強するような形で、海外企業もしっかり取り締まるよということが明確になるとありがたいなと思っております。すみません、ありがとうございます。

**【大橋主査】** 続いて、森構成員からお願いします。

**【森構成員】** 先ほど沢田さんからお話のありましたガバメントアクセスのところでは

けれども、別に報告に懲罰的な意味があるということは、多分、これまでの報告制度全体についても必ずしもそうではなくて、もちろん、やらかしたから報告してというのもあります。通信障害とかはどっちかというと思うんですけども、どっちかという、ガバメントアクセスの問題については、近年、急に関心が高まっているユーザーの安心・安全に大きな影を落としているということが今回のLINEの事件をきっかけに分かったわけですから、その事実関係の調査ということも含めて報告してもらおうというのは、決して悪いことではないと思うんです。報告だけなら、そういうことがあったということが対外的に分かるわけではないので特に問題もないと思いますし、また、ガバメントアクセスがばんばんあると、それはユーザーが不安になってしかるべきですので、その透明性というのはあったほうがいいかなと私は思っています。ユーザーに対して広く示すべきであるということは沢田さんのおっしゃるとおりだと思いますし、その意味で、今回、脚注の35、36のところ、個人情報保護委員会が言うところの個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の部分とそろえるということで、それはそれで構わないと思うんですけども、委員会も調査しているということではあるんですが、電気通信事業者、特にローミング等々の関係で最も広範に国際的に活動しているわけですので、決して委員会についていくばかりが得策ではなくて、総務省は総務省でやっていただくということもありますので、報告、これはこちらの公表ですけれども、そんなに狭く考えていただく必要はないのかなということがガバメントアクセスに関して感じたことです。

もう一つ大きなところとして、例の人数の件で、有料、無料というところについては新しく基準をお示しいただきましたけれども、原則1,000万人以上のところがそのままになっているわけです。前々回以降、ずっと、それはちょっと人数が多いのではなかろうかと。結局、具体的にどの辺りですかということになりますと、非常に大きな事業者であるということが今回イメージがはっきりしたと思うんですけども、そこだけ安全・安心で、それ以下の普通のといいますか、日本においてみんなが知っているような事業者さんでないところにおいて、義務の手が届いていないのはちょっとどうなのかなとは強く思います。たしか附帯決議にもそういう趣旨があったと思いますし、あと、今回この検討会で、事業者さんからももっと少なくてもいいのではないかという意見が出てきていますので、1,000万人を是とするような意見はなかったということは改めてはっきり申し上げておこうかなと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、佐子山様、お願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長佐子山氏】 佐子山です。

今回説明された部分とはちょっと外れてしまって申し訳ないんですが、20ページか21ページ辺りで、検討会報告書で規律対象となる特定利用者情報は、21ページの②番、そこでデータベース化されているものに範囲を限定することが適当とありますが、その上の図2-5を見ていると、通信の秘密と利用者を特定できる2つのものが図示されていて、この表現的なところが、データベース化されているものに範囲を限定というものは、通信の秘密というものも含有するものなのか、包含するものなのかというところがちょっと混乱するのではないかと思いました。なので、こちらの部分、もし含まれないとかであれば、もう少し表現を改めていただけると分かりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど、事務局に確認させていただければと思います。

続きまして、もし見落としていたら申し訳ございませんでした。杉原様、お願いします。

【在日米国商工会議所副会頭杉原氏】 ありがとうございます。今回、総務省の皆様にはいろいろところで御説明いただき、昨日も朝、御説明いただいたんですけども、そこで漏れたことを、今話しているガバメントアクセス等とは違うんですけども、3点ほどお話をさせていただきます。

まず、新法第7条の6関係ということです。情報取扱規程届出フォーマットですけども、フォーマットそのものをある意味では分かりやすくするために、例えば、公表されているようなURLとか、あるいはISO等の国際規格の準拠等々、ほかの規格等が既に使われているものがあるとするれば、それをハーモナイズする形で、この規程の詳細のところに入れたらどうかということが一つです。

同じことを聞いてくださっているのだと仮定はしているんですけども、よく言えばインターオペラビリティというか、今まで、ほかの規格、国際規格等でやったものをばらばらな形で書かなければいけないというのは、手間もかかりますし、反対に海外にそれを説明するときに、国際規格と違うと取られてしまう可能性もあるので、ここは全てとは申しませんが、できる得る限り、既存の規格等への準拠とか、あるいは場合によっては保護条

例とのガイドラインとの整合性等々があればありがたいかなと思っております。

それから2つ目、これも同じようなことですがけれども、27条の9、我が国はGDPRの十分性国ということで、総務省様から、GDPRは事前の規制で、今回のことは事後であるという説明をいただいております、それはそうだと思いますけれども、そんな中でも、データの保護影響評価の中で互換すべきものがあったり、あるいは使えるようなものであれば、そこも互換していったらいかがかなと思っております。これもやはり広く海外の方々に分かっていただくため、分かりやすくするため、あるいは、場合によって私たちのような海外事業者が持っているものを総務省あるいは日本の皆様にとって分かりやすくするためには、できる限り、この互換性というのを考えていただければありがたいと思います。

それからもう1点、少し細かいところになりますが、27条の10で、事業運営上、重要な決定に参画する管理的地位というところですね、この管理的地位というのはなかなか微妙な概念でございます、その次のところが3年程度の経験というので、エンジニアリングなのか、エンジニアの監督なのかという、少し分かりにくいなとか、いわゆる管理職でないといけないのかみたいなことにもなって、会社によっては、技術のトップではあるけれども、人をマネージしていないということもあり得ますので、そういう意味から、管理的地位というよりも、もう少し別の表現のほうがいいのではないかなと考えております。

最後に、先ほど少しお話があった外国企業に対してのガバナンスということですがけれども、皆さんも御承知のように、昨今、法務省から登記の遵守ということを求められておまして、電気通信事業法の届出事業者には登記をしてくださいという総務省のお達しがございまして、今、それを完了している企業、あるいは取りかかっている企業が多くなっているということが報道されている次第でございますので、ある意味、イコールフィッティングになっているのかなと思うところでございます。

どうもありがとうございます。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。続いて、森構成員、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。お時間がありそうなので、ガバメントアクセスについてのプラスですがけれども、ガバメントアクセスって、我々、我が国にとっては非常にセールスポイントになることなのではないかと思っています。もちろん、現状、日本においても課題はありまして、捜査関係事項照会がどのように行われて、どのように対応しているかということを法律のレベルで明らかにする義務を事業者が負っているわけではないので、はっきりしていないところはあるわけですがけれども、それを透明性レポートによ

って公表している企業はもちろんたくさんありますし、そういう慣行もだんだん増えてきていて、そういう意味では、日本の政府によるガバメントアクセスに対する対応について、単純な国際比較は分からないんですけども、割とできている、特に透明性とかアカウントビリティに関しては、ガバメントアクセス対応について、日本の事業者というのは、グローバルに見ても高い評価を得られるのではないかと感じてはいるんですよ。

例えば外国においては安全保障の要請が非常に強かったり、あるいは憲法が違う、全く違うものだったり、様々な事情によってということだと思んですけども、そんな中、ガバメントアクセスについてクローズアップして、ちょうど——ちょうどと言ってはいけませんけれども、利用者、国民は不満に思っているわけですから、そのところを強調するということは、日本の国内事業者の差別化にもかなりつながっていくと思うんですね。やはり、日本の事業者には日本の事業者なりの安全性、安全・安心の示し方というのがあって、そして、特にそういった場面においては、かなり高いレベルで達成されている、国際競争力を持ち得るのではないかと思いますので、ガバメントアクセスについて、超大規模事業者だけであったり、個人情報保護法と同じということになると、内外の、少なくとも差別化要因にはならなくて、それなら安心な大きな事業者をやりましょうと。国内の大きな事業者、そして海外の大きな事業者、グローバルプラットフォーマーは、大きさにおいては日本の大きい事業者よりも大きいわけですし、また、安全性においても様々な取組をしていますので、それだったら、むしろいっそのこと、日本においては大も小もガバメントアクセスについては安全、透明だと主張したほうが、何となく産業政策上もいいような気がしておりますので、ちょっと追加させていただきました。

以上です。

**【大橋主査】**      ありがとうございます。

構成員及び関係団体等の皆様方でお手が挙がっている方は御発言いただいたかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、石田様、お願いします。

**【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】**      全相協の石田です。

情報漏えいに関しまして、29ページの脚注のところに反映させていただきまして、ありがとうございます。やはり、遅滞なく書いて、なおかつ分かりやすく、消費者がすぐ気がつくような書き方で記載していただきたいと思いました。

それと、全体的に、脚注において説明が非常に分かりやすく書かれたと思っております。

感想になるんですけども、先ほどから先生方の御発言にありますように、この検討会のまとめにのっとった特定利用者情報の取扱いについて、海外事業者も含めて対応を行っていただきたいと思うのと、やはり私たちユーザーにとっては、本来であれば全ての電気通信事業者ということになるかと思しますので、今回の規律の対象とならなかった事業者さんについても、やはり、ガイドライン等で適正な取扱いを推進していただきたいと思えます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、間下様、お願いします。

【公益社団法人経済同友会副代表幹事間下氏】 度々、申し訳ございません。今、森先生のおっしゃっていた差別化につながるというお話、大変すばらしいお話だと思いますけれども、ただ、残念ながら、小規模事業者がそれを本当に差別化として活用できるかどうかということをしっかり考える必要があるということと、それにかかる小規模事業者におけるコスト、規制対応コストというのは大変ばかにならないコストがかかりますので、このことのバランスを常に考えていく必要があるということだけ、もちろん、これはしっかり比べるべきだと思いますけれども、そういったことはあると思しますので、一言申し添えたいと思えます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。事務局に御質問がございます。何人を閾値にするのかという点がありますが、一方で、閾値の外の事業者についても一定の任意のガイドラインをもって対応を求める制度を整備するというのが今回の全体的な議論であると理解しております。このため、必ずしも閾値を外れたから何もしなくて良いわけでもないし、しっかりした取組をできる限り求めていくということが、全体的な方針と理解しておりますが、こういう理解でよろしいでしょうか。

【大橋主査】 そのように書いてあると思えます。事務局に後ほど、改めて箇所を示していただくことにします。ありがとうございます。

【落合構成員】 すみません、そうしましたら、その前提でコメントを追加させていただいてもよろしいでしょうか。

【大橋主査】 はい。まとめて全部お願いします。

**【落合構成員】** 先程ご質問の点も整理されておりますので、閾値を切ること自体は、やはり義務を画するために、一定の数字で閾値を設定することは重要ですし、それが法令における立てつけになっていると理解しております。

また、今回の議論の中で、やはり、有料の場合の500万人という部分については、国会の提出前の議論では出ていなかった点について、一定の範囲で義務を拡大するような形で整理されております。総務省としても、その対象となる事業者はしっかり対応していただくという負担も伴うことも踏まえて整理していただいていると思います。先ほど御意見もあったと思いますが、規制対応を行うことに対してはコストがかかります。コストがかかるというのは、厳しい場合にはサービスを提供するかどうかの判断が変わることもあるかもしれないし、もしかすると、ユーザーに転嫁される利用料に返ってくる場合もあり得るということだと思います。このため、そういった意味で規制の対象に関するバランスは大事だと思います。また、国内外の差別化という意味でも、海外の大手事業者は、当然ながら一定の人数を超えている場合には我が国の国内において対応が義務づけられます。また、海外においては海外のレギュレーションがあり、その中で競争することになりますので、国内に厳しい規制があるだけで、国内事業者に競争力がある状況が形成されるわけではないと思われまます。この点は、考慮いただければと思っております。

また、ガバメントアクセスについては、無制限に全てのアクセスを対象とすることではなく、もちろん正常なアクセスといいますか、裁判所の法令に基づく令状等については、必ずしもガバメントアクセスそのものでないということは一般的な理解と思います。必ずしも全てのアクセスを無差別に対象とするということではないと思います。そのときに、やはり一定の概念を画することは重要です。また、その際に、実際には判断要素になるものとして、調査報告がありを、発出されている報告書が利用できるようにしておくことは、規制対応を合理的に行えるようにする意味でも、判断の枠組みを明確にするという意味でも重要なことと考えます。そういった点は事務局でも考慮して取りまとめていただけたものだと思いますので、全体として、今回の案というのは、適切な内容でまとめて御提示いただいたと考えております。

以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

続いて、手塚構成員、お願いします。

**【手塚構成員】** 手塚でございます。どうもありがとうございます。

まず、全体感でございますけれども、非常にしっかりまとまっているということで、この内容につきまして、これをもってパブリックコメントに回すことについては賛成でございます。

その中で、コメントとしては、やはり今後、パブコメも見たりして内容をするのは当然あるんですが、そのタイミングにおいて、やっぱり、ガバメントアクセスのところについてはもう少し御議論したほうがいいかなと思っていまして、透明性、アカウントビリティ、こういうことをきちんと利用者の方に明確に示せるような仕掛け、その点のところ、先ほど沢田さんから出たんですかね、日本政府も含め、省庁横断的というような表現もあったわけでございますけれども、その辺のところを今後どのように示していくのか、その辺の仕掛けを検討することは、今後の発展においても非常に重要なこと。そういうものを基にして、ユーザーサイドもいろいろな意味で判断材料に使えるということからも、透明性レポートを含めて重要な部分かなと思います。一応、コメントとして申し添えました。

以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

手が挙がった方は全て御発言いただいたという認識でおりますが、よろしいですかね。

様々な御意見ありがとうございました。幾つか御質問もありましたので、事務局から何かコメント等いただけますでしょうか。

**【西浦事業政策課室長】** まず、沢田先生からいただいた漏えい報告に関して、役所だけではなくて、利用者にもきちんとお知らせするべきではないかという御意見、これは森先生の御意見にも重なるかと思えますけど、一応、29ページの上段で、漏えいに関する事案が発生した場合には内容と時期を公表するという項目を入れており、ここには、後段で出てきます漏えい報告と基本的には同じものが想定されます。このため、1,000人以上の特定利用者情報の漏えいと併せて、1,000人未満であったとしても利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があるような制度に基づいて提供された情報に関しては、電気通信事業法では漏えい事案に該当し、利用者にも公表されると御理解いただければと思っております。

次に、間下様からいただいた域外適用の部分については、御指摘にもありましたとおり36ページの下から2段落目に記載しているところにして、域外適用に関しては、言うまでもなく、我々、当然、イコールフットイングをやるべきだろうと思っております。域外適

用に関しては、法改正がなされ、令和3年4月から施行されていまして、実際、141の外国事業者に既に届出を行っていただいているところですので、総務省として、引き続き適切な施行を実施していくことに尽きると思っておりますので、表現ぶりはこの表現で御理解いただければと思っておりますけど、考え方としては、御指摘のとおり、我々としてもしつかりやっけていくと御理解いただければと思っております。

あと、森先生からいただいた原則1,000万というのが、やっぱりちょっと多いのではないかという御意見、これは何度もいただいているところではありますけど、この御意見に関しては、附帯決議でも言われているところですので、法律上、義務の対象となる者というのは、ここで記載させていただいたような有料500万、無料1,000万という基準でいかがかと思っておりますけど、その基準を満たさない者に関しても、37ページの上から4段落目で、特定利用者情報の対象基準を満たさない電気通信事業を営む者にも、ガイドラインなどによって、適切な取扱いを促進していくことが適当としているところです。年内に省令を固める観点から、今回のこの報告書は省令にやや重きを置いた内容にはなっておりますけど、秋以降に関しては、基準を満たさない者にどのような形で取扱いを求めていくのかについても検討していきたいと考えておりますので、そこで対応させていただきたいと考えているところです。

佐子山様からいただいた21ページの図2-5につきましては、左側に通信の秘密を書き、右側に利用者を識別することができる情報で総務省令で定めるものと書いているところですが、20ページの下段、(1)議題・論点で、利用者を識別することができる情報であって総務省令で定めるものと法律上はされているため、この詳細について検討することが必要である旨記載していますので、ここで議論をしているのは、図2-5の右側の利用者を識別することができる情報であって、総務省令で定めるもの、これをどう定めるかという議論です。左側の通信の秘密に該当する情報に関しては法律上決まっている内容でして、これを省令で絞るという形にはなっていないため、ここでいうデータベース化されているものというのは右側だけが該当すると御理解いただければと思います。

次に、杉原様からいただいた3点について、まず1つ目としては、取扱規程に関して、国際標準などに基づくような、既に作成しているような文書があるのであれば、改めて作成しなくてもいいようにしてほしいという御意見に関しては、既に注でも記載させていただいているところです。24ページの注24で、情報取扱規定については、電気通信事業者によって様々な記載の仕方があると思われることから、様式は任意とするということと、必

要な記載事項の該当ページを表紙等に記載しておけば、記載の順番や項目名も問わないとすることが適当であるとしておりますので、既に作成されているような国際標準にのっとった文書があるということであれば、省令で規定されることになる項目の該当ページ、この項目がどこのページに書かれているのかというところを1枚紙か何かで示していただければ、それを活用いただいて構わないと御理解いただければと思います。

また、GDPRのデータ保護評価のDPIAの件に関しては、資料31ページの注の40で、その旨記載しているところでして、GDPRのデータ保護影響評価は、個人の権利及び自由に高いリスクが想定される取扱いについては、事前にその影響評価を実施しなければならないとされているものですので、特定利用者情報の取扱状況の評価とは観点や評価が、評価を行う時期等も含めて少し異なるところはあるかなと思っておりますけれど、ただ、特定利用者情報の評価を行う上で活用できる部分は活用いただいて問題ないと記載しておりますので、全て活用できるものではないのかもしれないですけど、活用できるところは活用いただいて全く問題ございませんので、このように御理解いただければと思います。

また、33ページの管理的地位があるところについて、別の表現がいいのではないかとこの御意見を頂戴したところですけど、管理的地位にある者というのは、法律で記載されてしまっているところがあって、省令でどうすることもできないというところがありますので、この点は法律に記載されている事項ということで御理解いただければと思います。

石田様からいただいた情報取扱方針を分かりやすく記載してほしいという御意見も、既に今の報告書で記載させていただいているところでして、27ページの(3)で、ホームページにおいて、利用者が理解しやすい分かりやすい記載によって、以下を記載した取扱方針を策定することが適当である。なお、分かりやすい記載としては、例えば、全ての情報を一覧表示せずに、アコーディオン方式で整理して、利用者が必要とする情報のみを表示することを議論することや挿絵や図などを活用するなどが適当であると記載しているところですので、このような形で、我々としても、利用者にとって分かりやすい記載というのを求めていきたいなと考えているところです。

最後、落合先生からいただいた基準から外れてしまう者については何もしなくていいというものではないですよと確認の御意見がありましたけど、それは先生の御理解のとおりでして、その旨は、先ほども出てきましたけど、37ページの4段落目、また、参議院の附帯決議も踏まえて、特定利用者情報の規律の対象基準を満たさない電気通信事業を営む者にも、ガイドライン等によって適正な取扱いを推進していくことが適当であると記載し

ているところですので、この報告書に基づいて、秋以降、この取組を進めていきたいなどと考えているところです。

取りあえず、御意見としていただいていたものは以上かなと思っております。よろしくお願いたします。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

チャット欄で、間下様と杉原様から、内容を理解した旨のリプライとしていただいているところです。

ただいまの事務局からの御説明も合わせて、もし構成員及び関係団体等の皆様方から追加で御質問等があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

様々、御質問、御意見をいただきまして、ありがとうございます。私としては、一応、事務局から、御質問あるいは御懸念について御回答いただいたのかなという感じがしております。

特段、修正を要する御意見があればいただければと思いますが、特段、追加がないようであれば、一応、事務局の御説明で回答はできていると思いますので、本案にて、取りあえず、パブコメを進めさせていただくのはどうかと思うんですけど、皆様方で、御異論なり、追加で何かございましたらいただけますか。

ありがとうございます。御異議ないというサインをいただきましたので、こちらでパブコメを進めさせていただければと思います。もし、文言等、修正がありましたら、主査である私に一任いただければと思っております。現状そうしたものがあわせてございますが、その点、併せて御理解いただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上が議事でございますけれど、全体を通じて、もし御意見等がありましたら伺えればと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、最後に、議題のその他ということをお願いいたしますので、事務局から連絡事項があれば、お願いたします。

**【西浦事業政策課室長】** 御議論いただき、ありがとうございました。本日の冒頭でも御説明させていただきましたが、ワーキンググループの取りまとめ案については、明日、8月3日に報道発表の上で、4日からパブリックコメントの手続きを取って、広く御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次回のワーキンググループにつきましては、パブリックコメント終了後に、ウェブ形式で改めて開催することを予定しておりますが、詳細は別途、御連絡させていただきます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

それでは、以上をもちましてワーキンググループを閉会とさせていただきたいと思えます。構成員の方々及び関係団体の皆様方、大変闊達な意見交換をさせていただきまして、ありがとうございます。

また、事務局におかれては、引き続き御尽力いただきますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

それでは以上とさせていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。お疲れさまでした。